

**令和4年度 引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が
充てられる社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度与那国町一般会計決算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化分）は下記のとおりとなります。

記

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 21,248 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 339,739 千円

(単位：千円)

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財 源化分の市町 村交付金)	その他
社会 福祉 費	民生 福祉費	社会 福祉費	社会福祉総務費	198,634	81,428	0	920	12,424	103,862
			老人福祉費	7,444	0	0	490	465	6,489
	児童 福祉費	児童 福祉費	児童福祉総務費	20,302	18,320	0	0	1,271	711
			児童措置費	20,410	17,180	0	0	1,275	1,955
			保育園費	92,949	21,185	0	6,552	5,813	59,399
	生活 保護費	生活 保護費	生活保護総務費	0	0	0	0	0	0
合計				339,739	138,113	0	7,962	21,248	172,416